

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 市民課・戸籍住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	① 戸籍法に基づく戸籍、除籍の管理及び公証 ② 住民基本台帳法に基づく附票の管理及び公証	
記録項目	① 1. 本籍、2. 氏名、3. 氏名の振り仮名、4. 生年月日、5. 戸籍事項、6. 父母氏名、7. 養父母氏名、8. 続柄、9. 配偶者区分、10. 身分事項 ② 1. 本籍、2. 氏名、3. 生年月日、4. 住所	
記録範囲	袋井市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人または代理人、国または他の地方公共団体からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	① 無 ② 地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳法第 19 条の 3 に基づく）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 袋井市総務部総務課	
	（所在地） 〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第 113 条から第 117 条まで	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・戸籍住民係

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく住民記録の管理及び公証	
記録項目	1. 氏名、2. 氏名の振り仮名、3. 旧氏、4. 旧氏の振り仮名、5. 生年月日、6. 性別、7. 世帯主、8. 続柄、9. 戸籍の表示、10. 国籍、11. 住民となった日、12. 住所、13. 住定日、14. 個人番号、15. 住民票コード、16. DV、17. 成年被後見人	
記録範囲	袋井市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人または代理人、国または他の地方公共団体からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	静岡県知事（住民基本台帳法第30条の6に基づく）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市総務部総務課	
	（所在地）〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第14条第1項及び第2項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・戸籍住民係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の管理及び公証	
記録項目	1. 印影、2. 登録番号、3. 登録年月日、4. 氏名（旧氏及び通称名）、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. カタカナ表記、9. 成年被後見人	
記録範囲	袋井市で住民登録を有する者のうち印鑑登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・マイナンバー利用推進係

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付・管理システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの交付を適正に行うため	
記録項目	1 マイナンバーカード申請者及び交付者氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 製造管理番号、6 申請書 ID、7 異動事由、8 異動日、9 住民票コード、10 マイナンバーカード有無、11 在留期限	
記録範囲	マイナンバーカードの申請者及び交付者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市市民生活部市民課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋 1 丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日